別添４

平成２１年（排）第１０号

排　除　命　令　書

東京都港区南麻布二丁目７番１号
株式会社ディーエイチシー
同代表者　代表取締役　高　橋　芳　枝

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ディーエイチシー（以下主文において「ディーエイチシー」という。）は，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「シャンピニオン」と称する食品（以下主文において「シャンピニオン」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１５年５月ころ以降当該商品の包装袋において，平成１５年５月ころから平成２０年１０月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，また，平成２０年６月ころ通信販売用カタログにおいて，当該商品を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　ディーエイチシーは，今後，シャンピニオン又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　ディーエイチシーは，今後，シャンピニオン又はこれと

同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項の表示と同様の表示をしてはならない。

４　ディーエイチシーは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社ディーエイチシー（以下「ディーエイチシー」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

２(1) ディーエイチシーは，平成１５年５月ころ以降，「シャンピニオン」と称する食品（以下「シャンピニオン」という。）を，我が国に所在する事業者に委託して製造させ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するとともに，通信販売用カタログを配布し，はがき，電話及びファクシミリで注文を受け付けるほか，同社がインターネット上に開設したウェブサイトに広告を掲載し，同ウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に販売している。

(2) シャンピニオンは，「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有するカプセル状の食品であり，１日３粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって，口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。

３　ディーエイチシーは，シャンピニオンについて

(1) 平成１５年５月ころ以降，商品の包装袋の表面（別添写し１）において，「ＤＨＣの健康食品シャンピニオン」及び「マッシュルーム由来のニオイすっきり成分」と記載の上，「ニオイが気になる」及び「トイレ後を気にしたくない」と記載するとともに，これらの記載に近接して体臭を連想するイラスト及び便臭がしないことを連想するイラストをそれぞれ掲載し，また，同裏面（別添写し２）において，「トイレ後や食後のニオイに！」と記載

(2) 平成１５年５月ころから平成２０年１０月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し３）において，「マッシュルーム由来のシャンピニオンパウダー」と記載の上，「●気になる口臭に」と記載

(3) 同社が平成２０年６月ころ発行した通信販売用カタログ（別添写し４）において，「マッシュルーム由来のシャンピニオンエキス末」と記載の上，「トイレの後や、食後のニオイが気になる方に。」と記載

することにより，あたかも，シャンピニオンを摂取することにより，「シャンピ

ニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記3の表示について，景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため，同条第2項の規定に基づき，ディーエイチシーに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ディーエイチシーは，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ディーエイチシーが行っている表示は，景品表示法第4条第2項の規定により，シャンピニオンの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって,かかる行為は,同条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成21年2月3日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水